

今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組の促進に向けた取組に係るパブリックコメントの実施結果について

1 概要

本市では川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例や大気・水環境計画に基づき、法令による規制により現在の環境をしっかりと維持するとともに、更なる環境負荷低減と市民実感の向上を図るために、市民・事業者・行政すべての主体の環境配慮意識の向上に資する取組を推進しております。

この度、令和7年3月の環境審議会答申「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方」を踏まえまして、「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組の促進に向けた取組」をまとめましたので、市民・事業者の皆様から広く御意見を募集しました。

その結果、6通（総意見数24件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する本市の考え方について、次のとおり御報告します。

2 意見募集の概要

題名	今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組の促進に向けた取組について
意見の募集期間	令和7年8月29日（金）から9月30日（火）まで〔33日間〕
意見の提出方法	電子メール（専用フォーム）、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ ・市政だより（9月号掲載） ・環境情報（9月号掲載） ・各区役所（市政資料コーナー） ・かわさき情報プラザ（市役所本庁舎復元棟2階） ・環境局環境対策部環境対策推進課（市役所本庁舎20階）
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ ・環境情報（2月号掲載） ・各区役所（市政資料コーナー） ・かわさき情報プラザ（市役所本庁舎復元棟2階） ・環境局環境対策部環境対策推進課（市役所本庁舎20階）

3 結果の概要

意見提出数(意見件数)		6通（24件）
内 訳	電子メール（専用フォーム）	4通（18件）
	FAX	2通（6件）
	郵送	0通（0件）
	持参	0通（0件）

4 御意見の内容と対応

(1)実施結果

【対応区分】

- A 御意見を踏まえ、反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく中で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するもの
- E その他

【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
1 環境配慮を深め拡げる取組に対する御意見	0	4	4	2	0	10
2 地域の特性・課題を踏まえた取組に対する御意見	0	0	2	1	0	3
3 事業者の負担を減らす取組に対する御意見	0	1	0	3	0	4
4 今後の施策展開に対する御意見	0	1	0	0	0	1
5 大気や水などの環境施策全般に対する御意見	0	0	2	0	0	2
6 その他	0	0	0	0	4	4
計	0	6	8	6	4	24

(2)主な意見と本市の対応

寄せられた御意見の内容は、概ね「事業者の自主的取組の促進に向けた考え方（案）」に沿ったものや今後の取組を進めていく中で参考とするもの、案に対する御質問・御要望等であったことから、所要の整備を行った上で、「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組の促進に向けた取組」をまとめました。今後につきましては、この内容に基づきまして、条例施行規則の一部改正手続きを行うなど事業者の自主的取組に係る新たな取組を推進してまいります。

5 具体的な御意見の内容と本市の考え方

(1)環境配慮を深め拡げる取組に対する御意見(10件)

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	ISO 14001に加え、エコアクション21や計画書提出による認定要件の追加は、認定制度の裾野を広げる前向きな施策と考える。	環境行動事業所制度につきましては、環境マネジメントシステムに基づくPDCAサイクルを実施している事業者を認定する制度となっており、今回は、認定要件を緩和するなど、より環境配慮意識を広め、自主的な環境配慮に取り組んでもらえる制度への見直しを行うものです。	B
2	今まで行ってきた大規模の事業所向けではなく、中小規模の事業所が環境配慮に取り組む契機となるよう、公害防止等生活環境保全条例施行規則の一部改正を行うなど、環境先進都市である川崎市として、より一層事業者と共に取組を進めてほしい。	市内全域の事業所に環境配慮の自主的な取組が浸透されるよう、引き続き取り組んでまいります。	B
3	当社は川崎市南部に位置するリサイクル事業所として、地域の環境保全に対する責任を重く受け止め、これまでにも自主的な環境配慮に取り組んできた。今回の制度改革案は、こうした取組をさらに推進する契機となるものと評価している。		B
4	川崎市は、行政が事業者の事業内容や操業の経緯をよく把握している他地域には見られない特徴があるため、行政と事業者が連携して新たな商機を創出する仕組みを構築することは、持続可能な環境配慮の推進に加え、市民参加型の取組へと展開する可能性もあると思う。	環境行動事業所への支援につきましては、これまで、認定事業所であることを市ホームページで公表・紹介しているほか、令和7年度には新たに小中学生向けの環境副読本での紹介を開始したところです。今後につきましては、国際環境技術展において認定事業所を紹介するブース出店による商機創出のほか、経済的支援につきましても検討してまいります。	B
5	ポイント1で掲げている「環境行動事業所への支援策の拡大」で、新たな支援メニューを設けることは良いことだと思うが、具体的なメニューを提示すると、事業者としては、もっとイメージしやすくなると思う。	環境行動事業所への支援につきましては、これまで、認定事業所であることを市ホームページで公表・紹介しているほか、令和7年度には新たに小中学生向けの環境副読本での紹介を開始したところです。今後につきましては、国際環境技術展において認定事業所を紹介するブース出店による商機創出のほか、経済的支援につきましても検討してまいります。	C
6	認定事業所への支援策（広報・経済的支援・その他メリット）の具体的な内容や公平性の確保については、今後の制度設計において透明性を持って示してほしい。	環境行動事業所への支援につきましては、これまで、認定事業所の審査基準等を公表するなど透明性を持って対応してまいります。	C

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
7	優良事例の横展開は、事業者間の学び合いを促進する有効な手段。業種別・地域別の課題に応じた情報提供の充実を希望する。	(仮称) 環境配慮事業所制度は、条例等で強制する取組ではなく、環境配慮に積極的に取り組んでいる事業所が、自ら取組を宣言し、その優良事例の取組を他事業所へ横展開する自主的取組であり、環境配慮の取組を市内全域に広げていくことを目的としています。この制度を通じて優良事例を収集し、市ホームページやSNSなど、様々な媒体を活用して、他事業所に取り組んでいただけるように情報提供してまいります。	C
8	「(仮称) 環境配慮事業所制度の創設」で、優良事例の取組を他事業所へ横展開していくことは良いことだと思うが、具体策をもう少し示していただくと、事業者の方々が理解しやすいのではと思う。	(仮称) 環境配慮事業所制度は、条例等で強制する取組ではなく、環境配慮に積極的に取り組んでいる事業所が自ら取組を宣言し、その優良事例の取組を他事業所へ横展開する自主的取組であり、環境配慮の取組を市内全域に広げていくことを目的としています。この制度を通じて優良事例を収集し、市ホームページやSNSなど、様々な媒体を活用して、他事業所に取り組んでいただけるように情報提供してまいります。	C
9	(仮称) 環境配慮事業所制度を新たに創設することだが、これは企業イメージの向上に役立つものであっても、公害や環境負荷がどれだけ具体的・数量的に削減されるのかが見えないと意味がない。個々の事業所ごとの、削減効果がわかるようなものにしてほしい。	(仮称) 環境配慮事業所制度は、条例等で強制する取組ではなく、環境配慮に積極的に取り組んでいる事業所が自ら取組を宣言し、その優良事例の取組を他事業所へ横展開する自主的取組であり、環境配慮の取組を市内全域に広げていくことを目的としています。「事業者の自主的な取組の促進」は、大気・水環境計画の基本施策の一つであり、その他の基本施策を含めて総合的に施策を推進することで目標の達成を目指しています。	D
10	現行条例にもとづき、新たな視点による取組として光化学スモッグ発生抑制対策が取り上げられている。加えて窒素酸化物対策を強化するため「環境行動事業所制度」についても見直しが必要ではないか。	環境行動事業所制度につきましては、環境マネジメントシステムに基づくP D C Aサイクルを実施している事業者を認定する制度となっており、今回は、認定要件を緩和するなど、より環境配慮意識を広め、自主的な環境配慮に取り組んでもらえる制度への見直しを行うものです。環境配慮を広げる取組を進めることで、窒素酸化物等の削減にも寄与すると考えております。	D

(2)地域の特性・課題を踏まえた取組に対する御意見(3件)

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1 1	地域の特性に応じた事業者への情報提供について、事業者向けの「(仮称) 環境情報 web 版」を創刊することは良いことだと思うが、既存の環境情報等で情報発信してきたことと、今回の違いをわかりやすく説明すると理解を得られやすいと思う。	現在発行している「環境情報」につきましては、大気や水などの環境保全分野のほか、脱炭素や廃棄物、みどりなど、環境全般の情報を市民や市内事業者向けに情報発信しております。一方、今回検討しております事業者向け「(仮称) 環境情報 web 版」は、事業者が立地する地域の特性や課題を踏まえて、自主的な取組を促進してもらえるよう、地域別の環境データや支援メニューなどを定期的に事業者へ情報提供してまいります。	C
1 2	「(仮称) 環境情報 web 版」の創刊は、事業者間の学び合いを促進する有効な手段。業種別・地域別の課題に応じた情報提供の充実を希望する。	「(仮称) 環境情報 web 版」では、事業者が立地する地域の特性や課題を踏まえて、自主的な取組を促進してもらえるよう、地域別の環境データや支援メニューなどを定期的に事業者へ情報提供してまいります。	C
1 3	「(仮称) 環境情報 web 版」は、従来提供してきた環境情報を単に再整理するだけでは意味がない。もっと公害防止や環境改善に貢献する情報、例えば地域別・業種別の排出量や目標に対する進捗状況等の情報を示すべき。事業所の敷地内での環境調査を実施し公表すべき。	「(仮称) 環境情報 web 版」では、事業者が立地する地域の特性や課題を踏まえて、自主的な取組を促進してもらえるよう、地域別の環境データや支援メニューなどを定期的に事業者へ情報提供してまいります。その他、市ホームページやSNSなど、様々な媒体も活用して、市内事業者のニーズに沿った情報発信に努めてまいります。	D

(3)事業者の負担を減らす取組に対する御意見(4件)

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1 4	環境配慮書制度や環境負荷低減行動計画書制度の様式見直し（記述式からチェック式への変更）は、事業者の実務負担軽減に寄与するものと期待している。	これまで環境負荷低減に取り組んできた事業所に対して、手続きの負担軽減となりますよう、「環境配慮書制度」や「環境負荷低減行動計画書制度」につきましては、様式を見直すなどより活用いただける制度にしてまいります。	B
1 5	地球温暖化対策計画書など既存の報告制度とのさらなる整理・統合が望まれる。	各報告制度は、それぞれの条例の目的を達成するために行われている取組であるため、今回の見直しでは、条例ごとに必要な情報のうち重複している部分を整理して負担軽減を図ったところですが、引き続き、事業者の負担軽減について検討してまいります。	D
1 6	環境配慮書は過去に届出をしたものに変更が無ければ提出を省略できるなどの簡素化をすると、業務負担を軽減できるのではないか。	環境配慮書制度は、環境負荷が大きい指定事業所の設置又は変更の際、どのような環境配慮を行うか市へ報告する制度でございます。こういった機会を通じて、環境配慮を意識していただくことが重要ですので、提出する様式を簡素化することで事業者の負担軽減に取り組んでまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
17	「事業者の負担軽減」については、ある程度の規模を有する化学系事業所においては、環境経営の導入は社会的要請であり、必要な業務として認識されているため、必ずしも大きな負担とは捉えられていない。行政への報告の有無にかかわらず、廃棄物や温室効果ガス（CO ₂ 等）の排出量を把握しているため、負担感に大きな変化はないのではないか。	現行の「環境配慮書制度」や「環境負荷低減行動計画書制度」に取り組まれている事業者へアンケートを実施したところ、記載方法や算出方法の簡素化を求める御意見を多くいただきました。こうしたことから、環境配慮の取組を市内全域に広げていくため、中小規模の事業所を含めた多くの事業者の方々に制度への参加を促すには、事業者の負担軽減を図る必要があると考えております。今後も行政が把握すべき情報を再整理し、手続きの負担軽減が図られるよう見直しを行ってまいります。	D

(4)今後の施策展開に対する御意見(1件)

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
18	制度施行後も、事業者の声を反映した柔軟な運用と、P D C Aサイクルによる継続的な改善をお願いしたい。特に、電子化対応や説明会の定期開催など、事業者が参加しやすい環境整備を求める。	各種制度の創設や見直し後は、P D C Aサイクルを基本とした進捗管理を実施し、年度ごとに取組結果を公表していきます。また、日常的に環境配慮の取組をサポートするため、定期的に事業者説明会を実施するなど、環境整備も進めてまいります。	B

(5)大気や水などの環境施策全般に対する御意見(2件)

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
19	二酸化窒素（NO ₂ ）の場合、日平均値0.02ppmという「環境目標値」が設定されているが、今後の「事業者の自主的取組の促進」によって実現されるのかを明示すべきだ。そのためには、達成年次を決めておくべき。	川崎市環境基本条例の規定に基づく「環境目標値」は、大気・水環境計画において、長期的にめざすべき水準としております。「事業者の自主的取組の促進」は、同計画の基本施策の一つであり、その他の基本施策を含めて総合的に施策を推進することで目標の達成を目指しています。	C
20	家の近所ではゴミは自分の庭で燃やした方が良いと思っている人が一定数おり、昔からのやり方を変えない。野焼きについて、もっと取り締まりをして欲しい。	野焼きにつきましては、農業等を営む者が自己の作業に伴いやむを得ないものとして行う燃焼行為など、一部の例外を除き原則禁止していることについて、ホームページで啓発しております。また、苦情等が寄せられたときには現地確認を行い、行為者へ指導を行っているところです。引き続き、適正に対応してまいります。	C

(6)その他(4件)

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
2 1	環境行政やゴミ処理について知らないことが多いので、特に近所の住民に対し処理施設を個人でも簡単に見学ができるよう施設見学を開かれたものにして欲しい。小学生だけでなく、もっと大人が知る機会を作るようにお願いしたい。	廃棄物処理施設の見学につきましては、浮島処理センターでは、「かわさきエコ暮らし未来館」で当日受付の定時ガイドツアーを実施しております、王禅寺処理センターでは、個人でも事前予約ができるようになっております。また、市内にあります環境啓発施設「かわさきエコ暮らし未来館」や「王禅寺エコ暮らし環境館」は開館時であれば自由に見学できるほか、成人の方を対象にした地域環境リーダー育成講座など、市民の皆様が環境について学んでいただける講座・イベントなども行っております。今後も必要な情報を市民へ届けられるよう、市のホームページやSNS、イベントアプリ等を活用しながら情報発信等に努めてまいります。	E
2 2	欧米では、サーキュラーエコノミーの取組において行政が事業創出に関与する事例もあると聞いており、川崎市においても、地域の実情を踏まえた行政-事業者連携による新たな仕掛け・仕組みの創出を期待している。環境負荷は右肩下がり、経済成長は右肩上がりという、持続可能な環境配慮の実現に向けた取り組みを検討して欲しい。	本市は、これまで令和4年3月に策定した「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」に基づき、廃プラスチックやCO ₂ といった炭素を含むものを資源として捉え、循環させることで新たな化石資源を増やさない炭素循環型のコンビナートの構築とサーキュラーエコノミーの実現を目指した取組を進めています。令和4年4月には、「かわさきプラスチック循環プロジェクト（かわプラ）」を設立し、本市をフィールドに市民・事業者・行政の協働によるプラスチック循環を目指すなどの取組を行っており、市民参加型の拠点回収等を行っています。更に令和6年10月には「Kawasaki Circular Design Park」を立ち上げ、川崎臨海部エリアで、ものづくりの設計段階から循環型の仕組みづくりに挑戦する取組を支援しており、現在は企業と連携して廃プラスチック循環の実証に取り組んでおります。今後も引き続きサーキュラーエコノミーの実現を目指した取組を進めてまいります。	E
2 3	連日の猛暑日や熱中症被害者・死亡者の発生は、温暖化対策がいよいよ「公害対策」として実施しないと解決できないことを現している。国に率先して、このことに取り組む必要がある。大体、ヒトの命が危険にさらされている時勢、「環境配慮」などと云っているのは余りに悠長すぎる。	本市では、令和2年11月に、2050年の脱炭素社会の実現に向けて「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」を策定するとともに、令和4年3月に地球温暖化対策推進基本計画を改定し、地球温暖化対策に取り組んでおります。なお、近年、台風による甚大な被害の発生など気候変動の影響が顕在化しつつあることから、令和2年4月に気候変動情報センターを設置し、気候変動影響や適応に関する情報として、熱中症予防の普及啓発等にも取り組んでおります。	E

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
24	公園の清掃と言って落ち葉をゴミ袋いっぱいに詰めることで清掃したとしている自治会の公園清掃がある。落ち葉はゴミにせず、埋めることを公園清掃でも指導して欲しい。	落ち葉堆肥の作り方をホームページで紹介している区もあり、市内には実際に取り組んでいる団体もございます。それぞれの公園の事情に応じた清掃活動を推奨してまいります。	E